

蒲郡市3人乗り自転車貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児が2人以上いる子育て家庭を支援するために、安全基準を満たした3人乗り自転車（以下「自転車」という。）を貸出す事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 自転車の貸出対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する満16歳以上の者
- (2) 申込時に満1歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を2人以上養育している者
- (3) 自転車の保管場所を確保でき、安全かつ適正に管理ができる者

(貸出期間)

第3条 自転車の貸出しを受けることのできる期間は、自転車の引渡しの日から同日の属する年度の末日までとする。

(貸出台数)

第4条 貸出する自転車の台数は、1世帯につき1台までとする。ただし、市長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

(申込手続等)

第5条 自転車の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、蒲郡市3人乗り自転車貸出申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する申込は、あいち電子自治体推進協議会が運営するあいち電子申請・届出システムを利用して行うことができる。
- 3 市長は、前2項の規定による申込を受けたときは、貸出しの可否を決定し、蒲郡市3人乗り自転車貸出承認・不承認通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。
- 4 申込者数が、市が保有する自転車の台数を上回る場合は、市が抽選によって決定する。

(費用負担)

第6条 市長は、前条第3項に規定する貸出承認通知書を受けた者（以下「利用者」という。）に対して無料で自転車を貸出すものとする。ただし、貸出期間中の通常の使用による磨耗（タイヤ、チューブ、ブレーキ用ゴム及びパッドなどの磨耗をいう。）を除き、自転車のフレーム、ハンドル、スポーク、リム、ライト、ブレーキワイヤー、チャイルドシート等の変形及び破損、パンクの修理等に要する費用は、利用者の故意又は過失を問わず、利用者の負担とする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自転車及びチャイルドシートの取扱いや安全基準を守ること。
- (2) 幼児用ヘルメットを2つ用意し、自転車に同乗する幼児に必ず着帽させ安全を確保すること。
- (3) 自転車を定期的に点検し、異常又は故障がないよう努めること。
- (4) 自転車の改造、譲渡又は転貸しを行わないこと。
- (5) 自転車の盗難の防止に努め適正に管理すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項。

(貸出しの取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自転車の貸出しの承認を取消すものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により貸出しを受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示に従わないとき。

2 前項による承認の取消しは、蒲郡市3人乗り自転車貸出取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(返還)

第9条 利用者は、自転車の貸出期間が満了したとき、承認が取消されたとき又は貸出しが不要となったときは、速やかに市に返還しなければならない。

(業務委託)

第10条 市長は、貸出事業に伴う必要な業務を、愛知県自転車モーター商協同組合蒲郡支部（以下「自転車組合」という。）へ委託するものとする。

(故障の措置等)

第11条 利用者は、貸出期間中に貸出しを受けた自転車が、使用に支障をきたす大きな異常又は故障を発見したときは、直ちに利用を中止し、市に報告するものとする。

2 貸出した自転車の修理は、特に理由がある場合を除き、利用者が自転車組合の店舗で行うものとする。

(事故の措置等)

第12条 利用者は、貸出期間内に貸出しを受けた自転車に係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず警察署に届ける等法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

- (1) 直ちに事故の状況を市に報告し、市の指示に従うこと。
- (2) 当該事故に関し、市が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- (3) 当該事故による市が貸出した自転車の修理については、市の指示に従うこと。

(盗難の措置時)

第13条 利用者は、貸出しを受けた自転車の盗難が発生したとき又はその他被害を受けたときは、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明を交付してもらうこと。
- (2) 直ちに被害状況を市に報告し、市の指示に従うこと。
- (3) 盗難その他の被害に関し、市が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく市に提出すること。

(保険の適用等)

第14条 利用者は、貸出しを受けた自転車が盗難にあった場合又は事故があった場合で、それによって生じた損害賠償の額が保険金額を超えるときは、その超えた額を賠償しなければならない。

2 施錠しない自転車が貸出期間中に盗難にあった場合は、利用者がその損害のすべてを賠償する責任を負うものとする。

(鍵の紛失等)

第15条 利用者は、貸出しを受けた自転車の鍵を紛失し、又は破損した場合は、直ちに市へ連絡し、交換料を負担するものとする。なお、利用者が鍵を紛失した時点で、盗難保険は適用されない。

(個人情報の取扱い)

第16条 利用者の個人情報については、この事業の実施に必要な範囲で、市及び自転車組合へ情報提供を行い、蒲郡市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行うこととする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の蒲郡市3人乗り自転車貸出事業実施要綱第5条第2項の規定による自転車の貸出承認の決定を受けている者で、その貸出期間の終期が前項に規定する施行日から令和3年3月30日までの間の日となっているものについては、当該貸出期間の終期を令和

3年3月31日まで延長することができる。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

蒲郡市3人乗り自転車貸出申込書

蒲郡市長 様

年 月 日

私は、蒲郡市3人乗り自転車貸出実施要綱に同意のうえ、自転車の貸出しを申込みます。また、必要な事項の個人情報の閲覧及び使用について、同意します。

申込者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日		
住 所	〒 — (マンション・アパート名)				
連 絡 先	() —				
駐 輪 場 所	<input type="checkbox"/> 自宅	キャンセル待ち 名簿への登録	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない		
	<input type="checkbox"/> マンション				
<input type="checkbox"/> その他 ()					
主な利用目的					
対象となる子氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日		
対象となる子氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日		
対象となる子氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日		
家族内で運転する者	氏名	フリガナ	申込者から見た続柄 ()	生年月日	年 月 日
	氏名	フリガナ	申込者から見た続柄 ()	生年月日	年 月 日
	氏名	フリガナ	申込者から見た続柄 ()	生年月日	年 月 日

第2号様式（第5条関係）

蒲郡市3人乗り自転車貸出承認・不承認通知書

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長 印

年 月 日付けで申請のありました3人乗り自転車貸出申込について、下記のとおり決定しましたので通知します。

貸出の可否	承認 ・ 不承認
申込者氏名	
貸出期間	
貸出自転車番号	
貸出及び返還店舗	
不承認の理由	

（自転車の貸出しについて）

- ・ 自転車の貸出しを受けるときは、上記の貸出及び返還店舗に直接日時の予約をしてください。
- ・ その際は、本通知書と幼児用ヘルメット2つを持参して確認を受けてください。

（遵守事項）

- ・ 自転車及びチャイルドシートの取扱いや安全基準を守ること。
- ・ 幼児用ヘルメットを2つ用意し、自転車に同乗する幼児に必ず着帽させ安全を確保すること。
- ・ 自転車を定期的に点検し、異常又は故障がないよう努めること。
- ・ 自転車の改造、譲渡又は転貸しを行わないこと。
- ・ 自転車の盗難の防止に努め適正に管理すること。
- ・ その他「蒲郡市3人乗り自転車貸出事業実施要綱」に規定する事項を遵守すること。

第3号様式（第8条関係）

蒲郡市3人乗り自転車貸出取消通知書

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長 印

蒲郡市3人乗り自転車貸出事業実施要綱第5条第3項の規定により貸出利用の承認を行いました3人乗り自転車については、要綱第8条の規定により、その貸出利用を取消しましたので通知します。

申 込 者 氏 名	
貸 出 期 間	
貸出自転車番号	
取 消 理 由	
備 考	